

【資料 1】

介護予防支援事業等の委託および 指定について

地域包括ケア推進課

①介護予防支援事業等の委託について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う千葉市あんしんケアセンター（以下、「センター」という。）は、介護予防支援事業等のうち一部を居宅介護支援事業者（以下、「事業者」という。）に委託することができるものとされている。

なお、委託に当たっては、公正・中立性を確保するため、運営部会の承認を経ることとしている。

1 根拠等

（1）介護保険法第115条の23第3項
介護保険法第115条の47第5項

（2）地域包括支援センターの設置運営について
（平成30年5月10日一部改正厚生労働省老健局計画課長、
振興課長、老人保健課長通知）

2 承認を求める事業者

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで
に、新たにセンターが介護予防支援事業等を委託した
市内・市外の事業者

市内	市外
15か所	5か所

3 新たに介護予防支援事業等を委託した 居宅介護支援事業所一覧（市内）①

令和6年4月1日～令和6年10月31日

介護保険事業所番号	法人名	事業所名称	事業所所在地	適否
1270105859	株式会社Siapocket	ケアパートナーまりも	千葉市中央区生実町1798番地 No.3パークハウス1F1号室	適
1270105867	合同会社桜野	ケアプランくるみ	千葉市中央区生実町2149-3	適
1270203944	合同会社コーシェリ	careplan kukka	千葉市花見川区さつきが丘2-23-13	適
1270203951	アイエム居宅介護支援株式会社	コスモスケアプランセンター	千葉市花見川区検見川町3-305-13 ツインマンション新検見川パートⅡ101号室	適
1270303090	株式会社ティーワンマネジメント	居宅介護支援事業所 稲毛ケアハーモニー	千葉市稲毛区稲毛東2-12-14	適
1270404286	株式会社E-TEC	訪問看護ステーションれんげの花	千葉県千葉市若葉区御台町80-1 TONOオフィス105	適
1270404385	合同会社フィールドアイランド	しろ居宅介護支援事業所	千葉市若葉区都賀4丁目8-18 ショーエム都賀208	適
1270502493	合同会社おゆみ野介護サービス	ケアプランセンターかわぐち	千葉市緑区おゆみ野6-15-9	適

4 新たに介護予防支援事業等を委託した 居宅介護支援事業所一覧（市内）②

令和6年4月1日～令和6年10月31日

介護保険事業所番号	法人名	事業所名称	事業所所在地	適否
1270502501	合同会社SoGreen	ケアプラン グリーン	千葉県緑区誉田町2-20-68 第一コーポA棟101	適
1270601410	医療法人社団汐風	医療法人社団汐風訪問看護ステーション美波	千葉県美浜区真砂4-2-5 セザール検見川浜1階 124区画	適
1270601428	社会福祉法人 太陽会	亀田ホームケアサービス幕張	千葉県美浜区若葉3-1-23	適
1270201997	株式会社みずほケア	みずほケア花見川ステーション	千葉県花見川区幕張町5-417-73 ※法人変更により	適
1270300823	ウエルシアパートナーズ株式会社	さわやかケア稲毛・居宅介護支援	千葉県千葉市稲毛区稲毛東3-4-15 吉田ビル2階 ※法人変更により	適
1270502352	株式会社パシト	ケアパートナーあゆみ	千葉県緑区誉田町2-90-18 ※住所変更による事業所番号変更	適
1270404344	株式会社 クロスアイ・ライフ	アイライフ居宅支援センター	千葉県若葉区小倉町4-8-2 ※休止中(11/1～)	適

5 新たに介護予防支援事業等を委託した 居宅介護支援事業所一覧（市外）

令和6年4月1日～令和6年10月31日

介護保険事業所番号	法人名	事業所名称	事業所所在地	適否
1271700435	株式会社SOYOKAZE	さくらケアセンターそよ風	千葉県佐倉市六崎1525-1	適
1271702662	株式会社 andz	andz	千葉県佐倉市王子台1-19-16王子台ビル	適
1272101799	有限会社ウェルフェア	ケアプラン秋津	千葉県習志野市秋津5-5-3-101	適
1272102334	株式会社カンケイ舎	わかるかいご相談センター実靱	千葉県習志野市実靱4-3-35 横川ビル205	適
1273301794	合同会社シルバースプーン	シルバースプーン	千葉県四街道市内黒田251番地	適

②介護予防支援事業所の事業所指定について

介護保険法の改正内容

○指定介護予防支援の指定対象の拡大

第115条の22

地域包括支援センターの設置者又は、指定居宅介護支援事業者の申請により介護予防支援事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス費の支給についてその効力を有する。

○指定介護予防支援事業所の指定について必要な措置

- ・ 指定の適・否について、書面にて意見聴取を行う。
- ・ あんしんケアセンター等運営部会にて、新たに指定を受けた指定介護予防支援事業所の報告を行う。

1. 根拠等

第115条の22第4項

あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 指定を求める事業者

令和6年4月1日から令和6年12月13日までに、介護予防支援事業所の指定申請を行った、居宅介護支援事業者

問い合わせ	申請
1 か所	0 か所